

保育士を目指すあなたを支援する貸付制度

平成 28 年度 大阪府社会福祉協議会保育士修学資金 貸付制度のごあんない



この貸付制度は保育士を目指す方に修学のための費用を無利子で貸し付ける制度です。

なお、養成施設を卒業後、保育士として大阪府内の保育所等の施設で
児童の保護等の業務に 5 年間引き続き従事した場合は返還免除となります。

保育士養成施設に入学後、養成施設を通じて申請できます。

※平成 28 年度申請については、4 月にさかのぼり申請することができます。

■貸付の対象となる方■※①、②いずれかを満たすこと。③～⑤はいずれも要件を満たすこと。

- ① 大阪府内の保育士の養成施設に在学していること。
- ② 大阪府内に住所を有していること。(住民票と住所地が一致すること)
- ③ 優秀な学生で、かつ、家庭の経済状況等から真に本修学資金の貸付が必要と認められる者。
- ④ 養成施設卒業後、大阪府内の保育所等で児童の保護等の業務に従事しようとする意思を有していること。
- ⑤ 親権者が連帯保証人として同意が得られること、親権者が 65 歳以上もしくは非課税、生活保護受給世帯の場合は、要件を満たす連帯保証人を別に設定すること。(要件は裏面をご確認ください。)

※他の奨学金との併給を希望する場合は、学費の範囲を上回らない金額で併給していただけます。

■貸付できる金額■

- ◎ 月 額 金 50,000 円以内(修学期間中のうち 2 年以内)
※修学期間が 2 年を超える養成施設に在学している場合は、貸付金額が 2 年に相当する金額の範囲であれば、正規の修学期間を貸付期間とすることができます。
- ◎ 入学準備金 金 200,000 円以内(初回・入学時のみ)
- ◎ 就職準備金 金 200,000 円以内(卒業時のみ)
- ◎ 生活費加算

貸付申請時に生活保護受給世帯(これに準ずる経済状況にある世帯を含む。)に属する貸付対象者については、生活費を加算することができます。生活費加算の額は、貸付対象者の貸付申請時の居住地の生活扶助基準の居宅(第 1 類)に掲げる額のうち貸付対象者の年齢に対応する年齢区分の額に相当する額以内で必要と認められた額。

例)大阪市内在住で養成施設入学時に生活保護を廃止された方であればおおむね 43,000 円程度

■申請に必要な書類■

- ① 修学資金貸付申請書(修学資金貸付要領に定める様式第 1-1 号)
- ② 発行日が申請日より 3 か月以内の申請者を含む世帯全員が記載されている住民票
- ③ 連帯保証人の収入を証明するもの(直近の市町村の住民税課税証明書、源泉徴収票など)
- ④ 申請者の前年度の収入証明書もしくは学業成績証明書
- ⑤ 生活費加算を希望する場合は生活保護受給証明書もしくは非課税証明書等
- ⑥ 在学する養成施設の推薦状

■連帯保証人の要件■

本資金の利用には原則1名の連帯保証人の設定が必要です。

- ◎ 申請者が未成年の場合の連帯保証人1名^{※1}は、申請者の法定代理人となります。
- ◎ 連帯保証人1名については、次のアからウの要件をすべて満たす方でなければなりません。
 - ア 独立した生計を営んでいること。
 - イ 貸付申請時の年齢が65歳未満であること。
 - ウ 安定した収入があること。

※1 申請者が未成年で上記の(イ・ウ)を満たさない場合はもう1名連帯保証人が必要となります。

■貸付対象校■

大阪府内の指定保育士養成施設

なお、府外の養成施設に在学する場合でも、大阪府内での就労の意思があれば申請頂けます。

■貸付の留意点■

- ◎ 貸付決定後、借用証書、連帯保証人に関する書類等の確認、審査を行ったうえ、大阪府社会福祉協議会が貸付決定者に修学資金の貸付を行います。
- ◎ 修学資金の貸付を受けた者(以下「修学生」という。)が次の各号のいずれかに該当する場合には、その該当するに至った日の属する月の翌月分から修学資金の貸付契約を解除します。
 1. 養成施設を退学したとき。
 2. 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったと認めるとき。
 3. 死亡したとき。
 4. 学業成績が著しく不良となったとき。
 5. 虚偽の申し込みその他不正な手段によって貸付を受けたとき。
 6. 修学資金の貸付を受けることを辞退したとき。
 7. その他修学資金の貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。
- ◎ また、下記の事由にあたる場合、返還免除や猶予の事由に該当する場合を除き、責任を持って返還しなければなりません。
 1. 修学資金の貸付契約が解除されたとき。
 2. 当該養成施設を卒業した日から1年以内に保育士登録簿に登録しなかったとき。
 3. 大阪府内において卒業後1年以内に実施要綱第14条第1項に規定する児童の保護等の業務に従事しなかったとき。
 4. 大阪府内において卒業後1年以内に実施要綱第14条第1項に規定する児童の保護等の業務に従事する意思がなくなったとき。
 5. 児童の保護等の業務以外の事由により死亡し、又は心身の故障により保育等の業務に従事できなくなったとき。

返還の期間は、貸付を受けた期間と同等の期間内です。

例) 2年の修学で下記の要件で貸付をされた方が返還になった場合

(「月額」50,000円+「生活費加算」43,300円) × 24か月

「入学準備金」200,000円、「就職準備金」200,000円 計 2,639,200円

⇒月々の返済額 約 109,966円 × 24か月分

■申請窓口■ 在学および進学する養成施設

■問合せ先■ 社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会 大阪福祉人材支援センター

大阪市中央区中寺 1-1-54 大阪社会福祉指導センター内

TEL06-6776-2943(9時~17時) URL <http://www.osakafusyakyo.or.jp/fcenter/>